

# 特定健康診査等実施計画 (第二期)

兵庫県市町村職員共済組合

平成25年4月

# 特定健康診査等実施計画

## [目 次]

第一	目的	1
第二	兵庫県市町村職員共済組合の現況	2
第三	達成目標	3
	1 特定健康診査の実施に係る目標	
	2 特定保健指導の実施に係る目標	
	3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標	
第四	特定健康診査等の対象者数	4
第五	特定健康診査等の実施方法	5
第六	個人情報の保護	7
第七	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	8
第八	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8
第九	その他	8

## 第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支えての減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに、5年を一期として定めるものとする。

## 第二 兵庫県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成24年度の所属所数は、28市、12町、41一部事務組合の81です。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は約37,260人で、平均年齢は42.1歳である。

また、被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下同じ。）数は約43,519人で、平均年齢は24.7歳である。

健康診断について、組合員にあつては、労働安全衛生法に基づく健診、当組合の短期人間ドック等により行っている。

また、被扶養者にあつては、各市区町村が実施する住民健診、当組合の短期人間ドック等により行っている。

### 第三 達成目標

#### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90%にする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
組合員	90.0	91.0	92.0	93.0	95.0	—
被扶養者	35.0	45.0	60.0	70.0	80.0	—
計	71.9	76.0	81.6	85.6	90.2	90.0

#### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を40%にする。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

組合員＋被扶養者

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
特定保健指導実施 予定者数（人）	1,011	1,220	1,440	1,572	1,683	—
実施率	25.8	30.7	35.5	38.2	40.0	40.0

#### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

#### 第四 特定健康診査等の対象者数

##### 1 特定健康診査の対象者数（推計）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
組合員	対象者数（人）	21,956	21,737	21,519	21,304	21,091	—
	実施予定者数（人）	19,760	19,781	19,797	19,813	20,036	—
	実施率	90.0	91.0	92.0	93.0	95.0	—
被扶養者	対象者数（人）	10,361	10,161	9,964	9,772	9,582	—
	実施予定者数（人）	3,626	4,572	5,978	6,840	7,666	—
	実施率	35.0	45.0	60.0	70.0	80.0	—
全体	対象者数（人）	32,317	31,898	31,483	31,076	30,673	—
	実施予定者数（人）	23,386	24,353	25,775	26,653	27,702	—
	実施率	72.4	76.3	81.9	85.8	90.3	90.0

##### 2 特定保健指導の対象者数（推計）

(%)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
組合員	対象者数（人）	3,695	3,699	3,702	3,705	3,747	—
	実施予定者数（人）	924	1,110	1,296	1,408	1,499	—
	実施率	25.0	30.0	35.0	38.0	40.0	—
被扶養者	対象者数（人）	218	274	359	410	460	—
	実施予定者数（人）	87	110	144	164	184	—
	実施率	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	—
全体	対象者数（人）	3,913	3,973	4,061	4,115	4,207	—
	実施予定者数（人）	1,011	1,220	1,440	1,572	1,683	—
	実施率	25.8	30.7	35.5	38.2	40.0	40.0

## 第五 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施場所

#### ① 特定健康診査について

組合員は、労働安全衛生法に基づく健診又は当組合の短期人間ドックの受診を特定健康診査に代える。

被扶養者は、集合契約により健診機関に委託する（被扶養配偶者で当組合の短期人間ドックを受診する場合は、これを特定健康診査に代える。）。

#### ② 特定保健指導について

集合契約により特定保健指導を行える指導機関に委託する。

また、組合員の利便性向上のため、保健師等との個別契約により、各所属所へ保健師等を派遣して特定保健指導を行う。

### 2 実施項目

#### ① 特定健康診査

\*基本的な項目

- 質問票（服薬歴、喫煙歴等）    ○ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 血圧測定    ○ 理学的検査（身体診察）    ○ 尿検査（糖、蛋白）
- 血糖検査
  - ・ 脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
  - ・ 血糖検査（空腹時血糖又はヘモグロビン A1c）
  - ・ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）

\*詳細な健診の項目（一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施する項目）

- 心電図    ○ 眼底検査    ○ 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

#### ② 特定保健指導

特定健康診査・質問票から、生活習慣病の発症リスクに応じて、情報提供・動機付け支援・積極的支援に階層化する。

##### ○ 情報提供

健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、基本的な情報を提供する。

##### ○ 動機付け支援

初回面接において、医師・保健師・管理栄養士などが対象者に合わせた実践的なアドバイスなどを行い、6ヶ月後に生活習慣の改善状況を確認する。

○ 積極的支援

初回面接において、医師・保健師・管理栄養士などが対象者に合わせた実践的なアドバイスの後、約3ヶ月以上の電話・メールなどによる生活習慣改善のサポートを行い、6ヶ月後に生活習慣の改善状況を確認する。

### 3 実施時期

実施時期は通年とする。

### 4 契約形態

#### ① 特定健康診査

組合員・・・事業主健診によるデータ提供または、人間ドック実施機関と委託契約を行い受診できるようにする。

被扶養者・・・人間ドック実施機関と委託契約を行い受診または、代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

任意継続組合員・・・代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

#### ② 特定保健指導

代表医療保険者を通じて保健指導委託契約を結び、代行機関（社会保険診療報酬支払基金）を利用して決済を行い、全国での利用が可能となるよう措置する。

また、組合員は、本組合が派遣する保健師により保健指導を所属所にて受けられるようにもする。

人間ドック実施機関と委託契約を行い、保健指導を受けられるよう措置もする。

### 5 受診・利用方法

#### ① 特定健康診査

被扶養者等に対して、所属所を経由し、受診券を交付する。

任意継続組合員及びその被扶養者については、自宅あてに受診券を交付する。

組合員については、事業主健診・人間ドック受診をもって実施に代える。



## ② 特定保健指導

特定保健指導対象者に対して、自宅あてに利用券を郵送する。今後、組合員及びその被扶養者については、所属所を通じて利用券を交付する。

特定健康診査等対象者は、受診券又は利用券を健診機関・指導機関に提出するとともに組合員証等を提示し、特定健康診査等を受ける。

受診等の窓口負担は、無料とする。

## 6 周知や案内の方法

当共済組合の広報誌に掲載し組合員に配布するとともに、ホームページに掲載して周知を図る。

また、被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。

## 7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

## 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じた、次の項目により、特定保健指導対象者を選定・階層化し、場合によっては、若年者を優先にする等の絞込みをする。

- 腹囲（男性 85cm 以上、女性 90cm 以上）
- BMI（体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）が 25 以上）
- 血圧（収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上）
- 血糖（空腹時血糖 100mg/dl 以上又はヘモグロビン A1c5.6%以上）
- 脂質（中性脂肪 150mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満）
- 喫煙歴（喫煙歴の有無）

## 9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

年度を通して実施し、年度後半は来年度の契約準備などを行う。

## 第六 個人情報保護

### 1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データ・保健指導データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

## 2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、兵庫県市町村職員共済組合個人情報保護方針、兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規程及び兵庫県市町村職員共済組合個人情報の保護に関する規則を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等の事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

### 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、当共済組合の広報誌及びホームページに掲載する。

### 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

### 第九 その他

当共済組合の特定健康診査等の事務に従事する職員については、特定健康診査等を効果的に実施するための研修等に随時参加させる。